

会員規約

目的

第1条 この規約は、一般社団法人 May Music Office の音楽を通して国際交流をテーマに演奏会や文化交流会などのイベントを行う。その活動に共感し、広くすそ野を広げるよう協力するものとする。

資格

第2条 会員の資格を有する者は、当法人の主旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとし、かつ当法人が審査し認めたものとする。

議決権

第3条 会員は当法人の総会における議決権を持たない。

会員の種類

第4条 会員の種類、入会費、会費の規定は以下の4つとする。

- 1) 名誉会員：大使館 入会金・年会費免除
- 2) 正会員：個人演奏家 入会金 15000円 年会費 1口 15000円/年とし、1口以上
- 3) 正会員：協力企業団体 入会金 50000円 年会費 1口 50000円/年とし、1口以上
- 4) 賛助会員：個人正会員の演奏家を支援する人 入会金なし 年会費 1口 1万円/年とし、1口以上

会員サービス

第5条 当法人は、会員に対し、次の特典を設ける。その費用については別途当法人が定める方法により行い都度覚書を交わす。

- 1) 名誉会員 大使館を対象に次の3つのサービスを提供
 - ①毎月第四土曜日 10:00-琴平メイザワールドミュージックシップ FM ラジオのゲスト出演
 - ②公益社団法人観光施設協会季刊誌の特集紹介
 - ③文化交流会のオーガナイズ
- 2) 正会員 個人演奏家を対象に
 - ①当法人のHP 演奏家紹介への掲載、学校や自治体、企業のパーティーの演奏紹介
 - ②名刺、ホームページ、パンフレットの作成
- 3) 正会員 法人
 - ①1口以上 大使館での文化交流会やパーティーでの演奏家派遣
 - ②3口以上 HP での正会員法人サービス紹介
 - ③10口以上 大使館のイベント、雑誌、メディア出演コンサルサービス
- 4) 賛助会員

- ①当法人からのニュース、その他情報の提供
- ②当法人が主催及び出演する演奏会への招待、または割引

加入

第6条 会員たる資格を有する者は、当法人の承諾を得て、入金をもって加入するものとする。

会費

第7条 会員は、第四条の年会費を当法人に納入するものとする。当法人は理由の如何を問わず、すでに納入された会費を返還する義務を負わないものとする。
別途法人指定する口座に振込、または現金にて支払う。

期間

第8条 当法人の会員期間は入会后1年間とし、入会は随時受け付けるものとする。

更新

第9条 お互いの合意のもとに12月までに入金をもって更新する。
更新がない場合は休会とみなし、その期間は2年まで、その後も更新がない場合は脱退とする。

脱退

第10条 会員が脱退しようとするときは、あらかじめ当法人に所定の様式を届出で脱退するものとする。入金された会費は返金の義務を負わない。

除名

第11条 当法人は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。

当法人の事業を妨げ又は妨げようとした会員

故意又は重大な過失により、当法人の信用を失わせるような行為をした会員

犯罪その他の信用を失う行為をした会員

第13条の禁止事項に当たる行為をした会員

著作権

第12条 当法人の企画運営に基づく演奏会で発生した著作権は当法人が有する。ただし、当事者間で個別の契約をした場合はその限りではない。

守秘義務

第 13 条 当法人は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。
また、会員は当法人の許可を得ずに、会員として知り得た当法人の非公開情報等を会員期間
はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

禁止事項

第 14 条 会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

会員情報など当法人へ虚偽の申請を行う行為

他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵す行為、不利益や損害等を与
える行為またはそれらの恐れがある行為

当法人の許可なくロゴマーク、著作物、印刷物などの転用行為

紹介先との法人を介しない営業行為

その他、当法人が不適切と判断する行為

反社 第 15 条 会員が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該契約を無催告で
解除できる

その他 第 16 条 当法人の責に帰さない活動において会員が他の会員や第三者に対して損
害を与えた場合、当法人はその損害に対して賠償する責任を負わない。また会員が本規約を
反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人は
当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

付則

この規約は令和 3 年 4 月 22 日より施行する。